

令和7年農地の賃借料のお知らせ

農地法第52条の規定に基づき、令和7年農地賃借料の情報提供を行います。この情報は、令和7年1月から令和7年12月までに農業経営基盤強化促進法または農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権を設定し、締結（公告）された賃借料を集計したものです。

（10a当たり）

農地の区分		平均額	最高額	最低額	件数	備考
田	基盤整備地域	7,827円	13,500円	3,000円	958件	全地域
	未整備地域	6,475円	8,000円	2,400円	56件	
畑	普通畑	1,758円	3,125円	1,000円	16件	全地域 (特殊畑を除く)
	特殊畑	9,244円	11,326円	6,000円	12件	野洲川地区農地開発区域、吉川字中瀬に存する畑地

[注意事項]

- ※この情報は、実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況（耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等）に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。
- ※特別な事情のもとで賃借されたと推測される契約（全賃借料データの平均値±70%の範囲を超えるもの）は除いて算出しています。

問い合わせ…野洲市農業委員会事務局 【TEL 587-6007 FAX 587-3834】